

令和 2 年 第 1 1 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

## 令和 2 年 第 1 1 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午後 1 時 2 4 分 閉 会 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午後 1 時 4 5 分					
場 所	共和町役場 3 階 委員会室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	1 1	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	欠席	1 2	北 井 清 春	出席
	3	森 孝 之	出席	1 3	石 田 吉 光	出席
	4	高 橋 正 志	欠席	1 4	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	1 5	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	出席	1 6	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	1 7	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	1 8	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	1 9	浦 口 義 之	出席
1 0	熊 原 正 雄	出席	2 0	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	小 嶋 将 史	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	5 番 澤 田 邦 子 委員			1 6 番 岡 田 政 則 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					全件報告承認
第 3	報告第 2 号 農地あっせんについて					全件報告承認
第 4	議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について					全件確認済
第 5	議案第 2 号 現況証明願について					証明可
第 6	議案第 3 号 農用地利用集積計画の作成の要請について					全件原案可決
第 7	議案第 4 号 令和 2 年産水稻作況調査結果について					原案可決

(午後 1 時 2 4 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和 2 年第 1 1 回共和町農業委員会総会を開催致します。  
2 番 高野委員、4 番 高橋委員から欠席の申し出がなされております。

現在の出席委員数は、1 8 名で、定員数に達しており、総会は成立してございます。

次に、本総会に提出された議案については、お手元に配布した議案綴のとおり、報告 2 件、議案 4 件の合計 6 件です。

なお、本日の議事日程は、配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は会議規則第 1 4 条の規定により、5 番 澤田委員および 1 6 番 岡田委員を指名致します。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題と致します。

事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 2 件です。

(報告第 1 号を朗読)

なお、「農地所有適格法人」の要件であります、「法人形態」、「事業の種類」、「構成員数」、「業務執行役員数」、「農作業の常時従事」の 5 要件をすべて満たしていなければなりません。以上、報告のあった 2 法人は、5 要件をすべて満たしているものと考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

よって、「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は、報告済と致します。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 3 報告第 2 号「農地あっせんについて」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

○農地係長

今月の報告は 7 件です。

(報告第 2 号、議案書を朗読)

○議長

説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

よって、農地あっせんについては、報告済と致します。

◎日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

日程第4 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

今回の「合意解約通知」は、9件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

なお、補足であります。番号1から3、また、5から9については、農地あっせんの成立に伴うもの、また、番号4については、今の借主が借入地を縮小するため、一度合意解約をし、現借主を含む2者へ、分割しての再契約に伴うものでございまして、合意解約された農地は全件、この後、議案第3号の、新規の売買ならびに貸借として審議をいただきます。以上、通知の内容は、農地法の規定に基づき、引渡期限前6カ月以内に、合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。説明は、以上でございます。

○議長

説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

通知のあった合意解約は、成立していることとして、意義ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、合意解約を成立していることを確認致しました。

◎日程第5 議案第2号 現況証明願について

○議長

日程第5 議案第2号「現況証明願について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

今回の願い出は、1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

現況証明位置図で、概要を説明しますので、次のページをお開き願います。前川元義氏の申請地でございます。役場から東南東へ約5.5<sup>キ、</sup>、小沢診療所前の国道5号線から町道十一号線、いわゆる旧道道を南西へ約500<sup>ミ、</sup>に入った町道沿いに申請地があり、図の左下に、網掛けをしております。平成10年、前の所有者である妻が死去、その後、相続登記を行い、現在の申請人が所有してございます。申請地は、都市計画の区域外、農業振興地域は、農用地区域外で、多面的支払の農地には、該当しておりません。現地の状況ですが、小沢市街地の最南端で、岩山(いわやま)に東西を囲まれ、平地にあっては、東側に川が走り、反対の西側は、町道を起点に、奥行きが約10<sup>ミ、</sup>も満たない平地でありまして、昭和41年、申請地に、住宅および納屋を新築、今も引き続き、宅地として利用している状況にございます。現地調査は、新井 委員、渡 委員、澤田 委員の3名で、先週の19日、木曜日に実施を致しました。調査の結果、非農地化から、相当の年数が経過し、農地としての利

用を確保する重要度は、極めて低いと見込まれるため、願出は「妥当」と考えます。なお、地目変更後は「不明」でございます。説明は、以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願出のとおり、証明を与えることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 日程第6 議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

○農地係長 今回は、売買7件、貸借3件の、計10件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

今回の要請内容は、基盤強化法第18条第3項の「基本構想 適合要件」、「全部効率 利用要件」、「農作業 常時従事要件」をすべて満たしていると考えます。説明は、以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、集積計画の作成を町長へ要請することに、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、集積計画の作成を町長へ要請することに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 令和2年産水稻作況調査の結果について

○議長 日程第7 議案第4号「令和2年産水稻作況調査の結果について」を議題と致します。

事務局より報告願います。

○事務局長 (議案第4号を朗読)

本年産の水稻作況については、8月3日付で、町長から農業委員会会長に対し、調査実施の要請を受けて、9月4日の金曜日、検見による現地調査を、町内19カ所の圃場で行い、当日、終了後に取りまとめた結果、速報値では、9.0俵となっております。9月4日の現地調査後、関係機関による水稻作況に関する調査資料が、おおむね出揃ったことから、先々週の16日、月曜日に、会長・代理・農政農地正副部会長会議、いわゆる五役会議において、これらを基に、決定反収について、協議を致しました。関係機関の調査資料の内容を総合しますと、本年の

水稻は、「茎数、穂数が平年の9割と、少なく推移したものの、一穂(ひとほ)籾数が多い」点でありまして、穂数については、幼穂形成期を迎える6月中旬から下旬にかけて、気温は高く経過したものの、日照時間が平年を大きく下回ったのが影響してございます。ただ、穂数が少ないものの、一穂籾数(ひとほもみすう)は多く、登熟の状況は、一穂籾数が多かったため、日数を要してございます。収量構成要素ですが、穂長が平年並、穂数が平年の9割と少なく、一方、一穂籾数は平年より多く、不稔歩合も少ないため、稔実粒数は平年を上回っており、品質は平年並でございます。また、後志の10月15日現在の「作況指数」は、9月15日現在の「102のやや良」から、1ポイント増の「103のやや良」と見込まれてございます。今年の検見による調査結果について、小数点第2位までの数値では、表の中央付近の下段に記載のとおり、9.04俵でありました。協議の中で、五役からは、実際に刈り取った実感などを勘案した結果、「圃場や個人によって差はあるものの、総体的に現地調査の結果を上回っている」との見解で、一致を致しました。そのため、検見調査の数値を調整するにあたって、後志の作況指数が、9月15日現在の「102」から、10月15日現在は「103」と、1ポイント上昇したことを考慮して、作況指数の上昇率「102分の103」を小数点第2位までの調査結果の「9.04俵」に掛けて算出した数値、「9.12俵、重量換算で547.2<sup>kg</sup>」を、令和2年産の決定反収として、お諮りを致します。これは、平成以降の「年産別決定反収・作況指数調書」です。気象や生育などに特徴的な事象については、決定反収と併せ、特記事項を記載しておりますが、本年にあっては、特徴的な事象がなかったため、「付記しない」こととして、お諮りを致します。なお、関係機関からの提供資料として、議案とは別に、資料一式をお配りしてございます。個々の資料説明は、省略しますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。「反収の数値」は、本総会で決定をいただき次第、農業委員会から町へ報告致します。説明は、以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、平均反収を決定して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本年産の農業委員会決定反収は、9.12俵、特記事項は「なし」と決定致します。

#### ◎閉会宣言

○議長 以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。よって、令和2年第11回共和町農業委員会総会を閉会致します。

(午後 1 時 4 5 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 11 月 27 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 5 番 澤 田 邦 子 印

議事録署名委員 16 番 岡 田 政 則 印